

令和7年4月1日から高知県全域で

一定規模以上の盛土・切土・一時的堆積を行う場合は  
事前に許可または届出が必要となります！

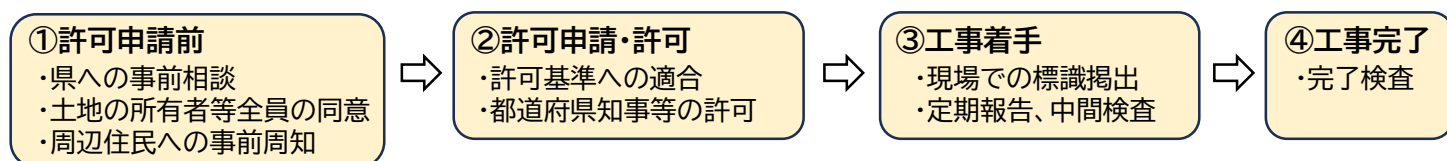
規制が始まりました！



高知県  
イメージキャラクター  
ころしおくん

- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が施行されました。
- 盛土規制法は、盛土等に関する工事を規制する区域を指定したのち、法律に基づく規制が開始されます。
- 高知県では、県内全域※を規制区域に指定し、令和7年4月1日から、規制が開始されました。  
※中核市である高知市においては、高知市が区域指定し、令和7年4月1日から規制開始。
- 規制区域内では、過去の盛土も含めて、土地所有者等がその土地を安全な状態に維持する必要があります。

## 許可申請前から工事完了までの流れ



※都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、③が適用されます(みなし許可)。

## 許可・届出対象となる盛土等の規模

〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉 例えば・・・ ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 等  
〈一時的な土石の堆積〉 例えば・・・ ●ストックヤードにおける土石の仮置き 等

| 区域          | 行為              | 許可                                                                                                                                                  |
|-------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宅地造成等工事規制区域 | 土地の形質の変更(盛土・切土) | ①盛土で高さが1m超の崖※を生ずるもの<br>②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの<br>③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)<br>④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)<br>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超※2となるもの(①～④を除く) |
|             | 一時的な土石の堆積       | ⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの<br>⑦最大時に堆積する面積が500㎡超※2となるもの                                                                                          |

**注意!!** 無許可で盛土等を行った場合などは罰則の対象となります。(最大で懲役3年以下・罰金1千万円以下、法人に対しては最大3億円以下)

| 区域        | 行為              | 届出                                                                                                                                                                         | 許可 |
|-----------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 特定盛土等規制区域 | 土地の形質の変更(盛土・切土) | ①盛土で高さが1m超 2m超の崖を生ずるもの<br>②切土で高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの<br>③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)<br>④盛土で高さが2m超 5m超となるもの(①、③を除く)<br>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超 3,000㎡超※2となるもの(①～④を除く) |    |
|           | 一時的な土石の堆積       | ⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの<br>⑦最大時に堆積する面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの※2                                                                                             |    |

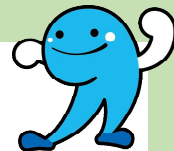
※:「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。  
※2:盛土又は切土を行う前後の地盤面の標高差が50cm以下の部分を除く。

## 許可・届出情報の公表

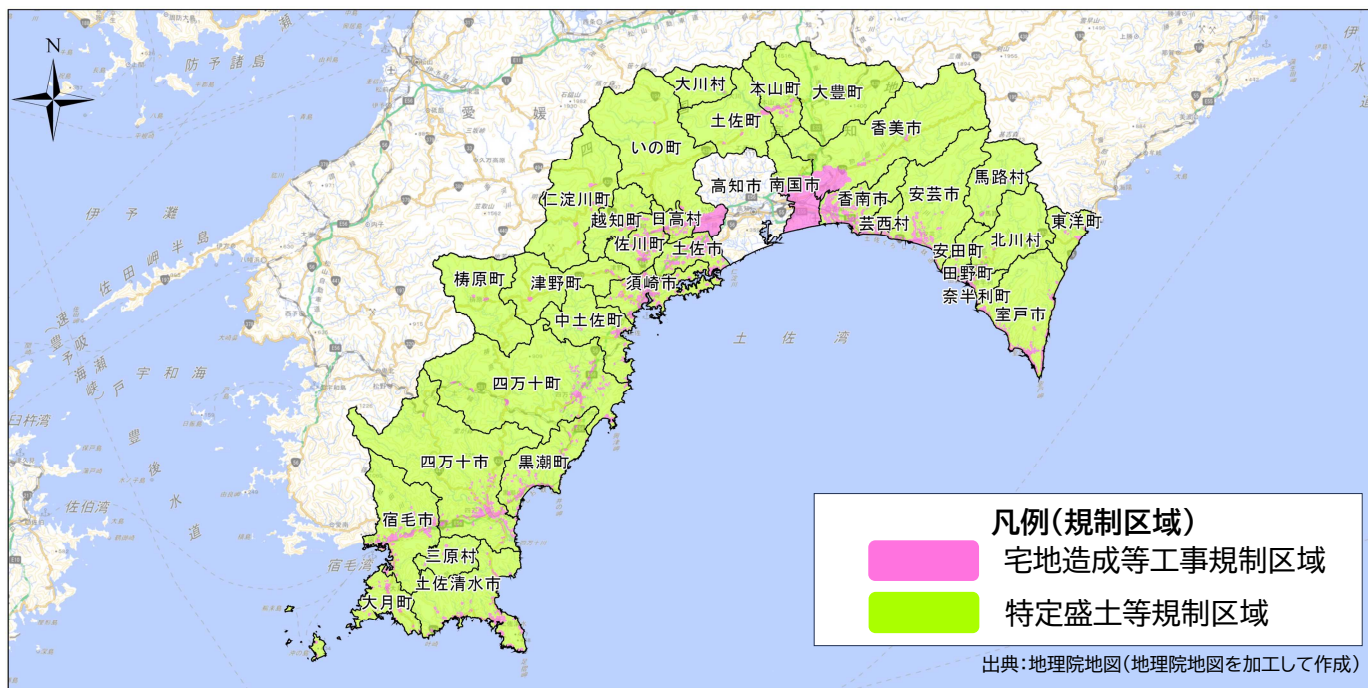
許可若しくは届出をしたときには、下記の事項を県都市計画課のHPで公表します。

- ①工事主の氏名又は名称 ②宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ③宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図 ④工事の許可年月日(工事の届出年月日)及び許可番号
- ⑤工事施行者の氏名又は名称 ⑥工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

# 高知県の規制区域



高知県全域(高知市を除く)で**宅地造成等工事規制区域**又は**特定盛土等規制区域**を指定しています。  
※高知市内は高知市が指定しますので、詳細は市にお問い合わせ下さい。



出典:地理院地図(地理院地図を加工して作成)

規制区域の詳細は高知県のホームページをご確認下さい。  
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024072300088/>

## 盛土等についてQ&A



Q1

申請や届出の窓口はどこになりますか？

高知市内の工事については高知市都市計画課、高知市以外の市町村で工事を行う場合は、高知県都市計画課になります。

Q2

誰が許可申請を行う必要がありますか？

工事主(盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者)です。

Q3

規制開始前に着手している工事がありません。許可や届出は必要ですか？

許可対象となる盛土等の規模に該当する工事は、規制開始日から**21日以内(令和7年4月22日まで)**に、届出が必要です。なお、都市計画法に基づく開発許可を取得している場合は、工事の着手状況等により必要な手続きが異なります。

Q4

工事で残土処分を行う場合、どのような点に注意すべきですか？

残土処分場などの搬出先が盛土規制法に基づく許可を受けている、又は届出を行っていることを確認して下さい。許可・届出を受けた残土処分場等は都市計画課のホームページで公表します。

Q5

工事現場で発生した土石をその工事現場内に一時的に置く場合や、工事現場で使用する土石をその工事現場内に一時的に置く場合も許可が必要ですか？

工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積する場合は、許可は不要です。



## お問い合わせ

窓口担当 高知県 都市計画課 TEL 088-823-9776 FAX 088-823-9036

高知県HP <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024072300088/>

※高知市域については、高知市のホームページをご確認下さい。  
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/52/moridokiseihou.html>

